特定資産等取扱要領（案）

国際ロータリー2840 地区における基本財産及び特定資産についての取扱いを次のとおり定める。

Ⅰ．基本財産

（1）第 2840 地区創立積立預金

基本財産としての性格から特別の事情がない限り利子を除き積立及び取崩は行わない。

Ⅱ．特定資産

（1）リスク管理積立金

1．目的

地区事業等の実施による不測の事態の対応による支出に備える

2．積立目標額

5,000,000 円程度とする

なお、当該積立金を元本とする利子等については積立金とする

3．積立の方法

決算における次年度繰越収支差額が 5,000,000 円を超過した場合にガバナー及び財務委員会が決定する

4．目的取崩の要件

特定資産管理委員会により目的記載の事態と判断された場合

5．目的外取崩の要件

対象となる地区事業等の縮小、当該目的に優先する事態の発生、他の特定資産へ振替その他の事由により目的外の取崩を行う場合は、特定資産管理委員会の判断による

6．運用方法

定期預金等安全確実な方法による

（2）災害対策積立金

1．目的

地区内外の自然災害等の復興支援事業・義援金の支出等に備える

2．積立目標額

20,000,000 円程度とする

なお、当該積立金を元本とする利子等については積立金とする

3．積立の方法

決算における次年度繰越収支差額が 5,000,000 円を超過した場合にガバナー及び財務委員会が決定する

4．目的取崩の要件

特定資産管理委員会により目的記載の事態と判断された場合

5．目的外取崩の要件

当該目的に優先する事態の発生、他の特定資産へ振替その他の事由により目的外の取崩を行う場合は、特定資産管理委員会の判断による

6．運用方法

定期預金等安全確実な方法による

（3）特別事業積立金

1．目的

①　将来発生する地区の特別な事業等の支出等に備える

② 年度の収支差額がマイナスの場合に補てんを行う

2．積立目標額

15,000,000 円程度とする

なお、当該積立金を元本とする利子等については積立金とする

3．積立の方法

決算における次年度繰越収支差額が 5,000,000 円を超過した場合その超過額を積立てるものとする

4．取崩の方法

決算における当年度収支差額がマイナスとなった場合、その不足額を取崩し一般会計に繰り入れるものとする

5．目的取崩の要件

特定資産管理委員会により目的①記載の事態と判断された場合

但し、事前にガバナー諮問委員会へ諮問するものとする

6．目的外取崩の要件

当該目的に優先する事態の発生、他の特定資産へ振替その他の事由により目的外の取崩を行う場合は、特定資産管理委員会の判断による

7．運用方法

定期預金等安全確実な方法による

（4）規定審議会補助金積立金

1．目的

三年毎に開催される規定審議会の参加費用に備える

2．積立目標額

1,050,000 円

なお、当該積立金を元本とする利子等については一般会計の受取利息とする

3．積立の方法

各事業年度の決算において、目標額の 3 分の 1 の金額を積み立てるものとする

4．目的取崩の要件

規定審議会開催年度に全額を取崩し参加費用に充当する

なお、旅行費用が発生しない場合には、会議に関する妥当な費用を支弁した上で、残金については本会計区分において保持するものとする

5．目的外取崩

目的以外に取崩すことはできない

6．運用方法

定期預金等安全確実な方法による

Ⅲ．特定資産管理委員会

規程審議会補助金積立金以外の積立金の目的使用及び目的外取崩の決定機関としてガバナー及びパストガバナー等 4 名からなる特定資産管理委員会を設置しその任に当たる

また、必要に応じて地区戦略計画実行委員会と協議のうえ各特定資産について積立目標額の見直しを行う

Ⅳ．積立目標額達成時の扱い

上記の取扱いの結果、各特定資産の積立目標を達成しており、次年度繰越超過差額が 5,000,000 円を超過する場合には、次年度予算において、クラブ分担金の減額を検討する　この場合には各年度で大きな増減とならないよう配慮する